

## 議第六十八号

### 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年六月十四日提出

岐阜県知事 古田 肇

### 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例

岐阜県職員退職手当条例（昭和二十八年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「、当該退職」を「当該退職」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第十一項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

附則第三十項中「附則第十一条」を「附則第十三条」に改める。

附則第三十六項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第十一項第五号の改正規定は、令和四年十月一日から施行する。
- 2 改正後の第十条第四項の規定は、この条例の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

## 提 案 説 明

国家公務員退職手当法の一部改正に鑑み、国家公務員に準じて失業者の退職手当の支給対象を

拡充するため、この条例を定めようとする。